

原議保存期間10年
(平成29年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第132号
平成19年7月9日
警察庁交通局交通企画課長

自動車運転代行業に係る損害賠償責任共済の事業を行う事業協同組合等の適正運営について

中小企業組合の事業運営全般の規律強化を図るとともに、中小企業組合が行う共済事業の健全な運営を確保するための措置等を講ずることを内容とする中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律(平成18年法律第75号)が本年4月1日に施行された。これに伴い、中小企業庁において、組合の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について示した「事業協同組合等の共済事業に関する指導監督等に当たっての留意事項について」(以下「共済事務ガイドライン」という。)が、本年5月10日に示されたところである。

これにより、今後、損害賠償責任共済の事業を行う事業協同組合等(以下、「共済組合」という。)に対する運営の指導等の基準は、基本的に関係法令及び共済事務ガイドラインに基づき行うこととなるため、警察庁においては、国土交通省と協議の上、自動車運転代行業に係る共済組合の設立認可等の基準を別紙のとおり定めたので、各事項に十分留意の上、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、「自動車運転代行業に係る損害賠償責任共済の事業を行う事業協同組合等の適正運営について」(平成14年5月28日付け警察庁丁交企発第124号)は廃止する。

別紙

自動車運転代行業に係る共済組合の設立認可等を行うに当たっての基準については、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「協同組合法」という。）同施行令、同施行規則、同施行規程及び共済事務ガイドラインに定めるもののほか、以下の基準によるものとする。

1 設立の準拠法

共済組合は、原則として協同組合法第3条第1号の事業協同組合として設立すること。

2 設立認可、共済規程の認可及び運営指導等の基準

(1) 対象地区

対象地区については特に限定せず、事業が健全に経営できるだけの規模を有することに主眼をおくものとする。

(2) 事業の範囲

共済組合の営むことのできる事業は、次のとおりとすること。

イ 自動車対人事故賠償で自動車損害賠償責任保険による支払額を超える部分の共済事業

ロ 対物賠償共済事業

ハ 車両共済事業

ニ 協同組合法第9条の2第6項に規定する保険会社等の業務の代理又は事務の代行業

ホ 前記イ、ロ、ハ及びニに附帯する事業

(3) 事業の経理区分及び共済組合の加入に対する要件

2(2)のイ、ロ、ハに係る会計とニ、ホに係る会計は明確に区分するとともに、ニ、ホの事業を取り扱う場合には、当該事業等への加入を運転代行業法施行規則で義務付けられているイ、ロの事業に係る共済の加入に際して強制しないこと。

共済組合の加入に対する要件として、特定の業界団体の加入の有無に関する要件は設けないこと。また、特定の業界団体の加入に特定の共済組合の加入を要件としないこと。

(4) 対象業者及び対象車両

共済組合に加入することのできる者は、運転代行業法に基づき認定を受けようとする自動車運転代行業者（既に認定を受けている者も含む。）であって、当該組合の地区内において事業を行う者であること。

また、共済契約の対象とすることができる車両は、運転代行業法第5条第1項又は第8条第1項により公安委員会に届け出られた自動車とすること。

(5) 出資の額

共済組合への出資額は車両単位とし、当該共済組合の財産的基盤確立の見地から十分な額とし、出資の払込は分割払込によらず、全額払込み制とすること。なお、協同組合法第9条の2第7項に規定する特定共済組合にあっては、出資の総

額が、協同組合法第25条に規定する基準を満たしていること。

(6) 共済約款等の承認

共済組合の共済約款、損害査定基準及び経理基準の設定、変更については、所管行政庁の承認を得て実施するものとする。

(7) 共済掛金額及び納入方法

共済組合への共済掛金は、共済事業の健全性を維持し、安定した共済金の給付を可能ならしめるため、一般的な類似の保険料に比し著しく下回らないものとする。

また、共済掛金は一括納入を原則とするとともに、共済組合による共済掛金の立替え払いは認めないものとする。

(8) 共済金の限度額

共済金の限度額は、損害賠償金額の水準に応じたもの（ただし、運転代行業法第12条の国土交通省令で定める基準により規定された告示に定める額以上とする。）であり、かつ、事業運営の健全性に配慮したものであること。

(9) 重複契約の取扱い

不当な利得と故意による共済事故の発生を防止するため、損害額を超える共済（保険）金額が支払われることのないよう重複契約の場合の調整を行うものとする。

(10) 事務経費の節減

事業経営の健全性を確保するため、共済組合は極力事務経費の節減に努めなければならない。

(11) 損害査定体制の充実

共済組合は、損害査定を迅速かつ適正に行うため、損害査定員の資質の向上に努める等損害査定体制の充実を図ること。

(12) 審査委員会の設置

共済組合には、共済責任の有無、共済金額等についての不服の申し出を審決するため、審査委員会を設置することとし、審査委員を選任したときは所管行政庁に届け出るものとする。

(13) 定款記載事項

共済組合の定款には、協同組合法第33条第1項及び第2項に掲げる事項のほか、次の事項について明記すること。

イ 共済約款、損害査定基準及び経理基準の設定変更について所管行政庁の承認を受けることに関する事項

ロ 審査委員会の設置及び審査委員の所管行政庁への届出に関する事項